

議案第2号

文化財の県指定について

文化財の県指定について、別紙のとおり提出します。

平成25年2月12日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

【県指定保護文化財の指定】

平成25年2月12日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

| 名 称 | 所在地 | 員 数 |
|---------------------|-----|-----|
| おくだ けじゅうたく 奥田家住宅 | 鳥取市 | 8棟 |

〈文化財的価値〉

奥田家は江戸時代には大庄屋をつとめた家柄で、13代目は国会議員も務めた。

当家住宅は、鳥取市南部猪子川最上流部の谷間に位置する、猪子集落の南側斜面を背景として、豪壮な石垣を築きつくられた敷地に屋敷を構える。

主屋の建築年代は聞き取りや、座敷構えなどから江戸時代末期の建築と考えられ、間取や座敷のつくりを上層農家の住宅形式を良く伝えている。

新座敷は、当主自らが職人をつれて県外へ視察に出向いて集めた全国の銘木や、集落内で発見された神代杉（じんだいすぎ）をふんだんに用いて、約7年をかけて大正8年（1919）頃に建てられた。

そのほか、庭園や茶室のほか、なまこ壁に特徴のある土蔵など付属屋が複数棟残る。

奥田家住宅は、当地方における江戸時代末期の上層農家の住宅形式を良く伝える主屋と、明治から大正にかけて整えられた屋敷構えが良好に保存されており、その変遷を示す2枚の家相図と併せて歴史的価値が高い。また新座敷は技術の高さを示すとともに、上質の材料を良く吟味し、意匠的に優れた鳥取県内を代表する近代和風建築である。



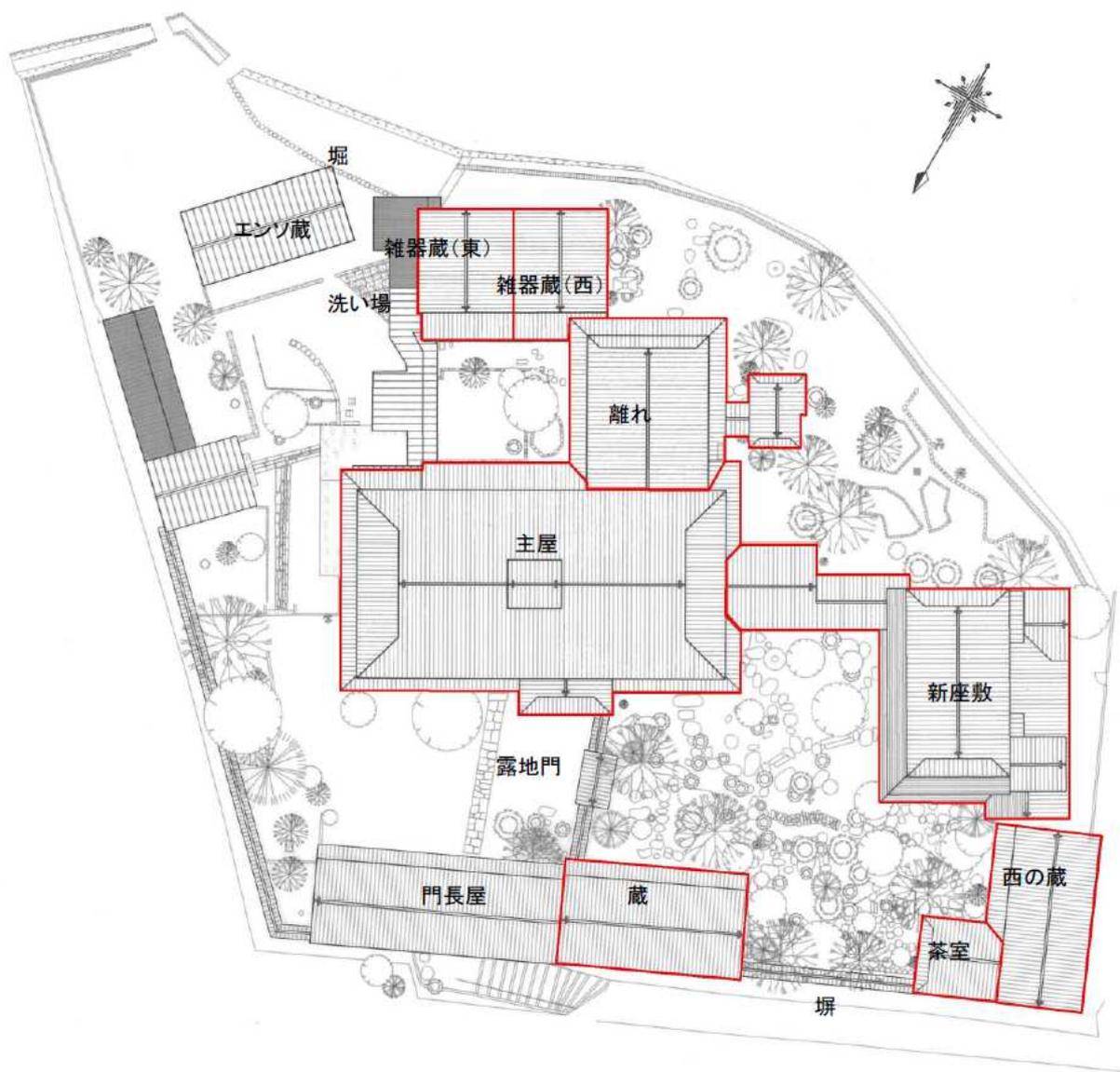
奥田家住宅 主屋



新座敷 一階座敷



新座敷 外観



奥田家住宅 配置図

【県指定保護文化財の指定】

平成25年2月12日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

| 名 称 | 所在地 | 員 数 |
|------------------------|-----|-----|
| きくじどう かちょうず 菊慈童・花鳥図 | 鳥取市 | 3幅 |



花鳥図(左)

菊慈童図

花鳥図(右)

〈文化財的価値〉

鳥取ゆかりの絵師として江戸時代後期に活躍した、片山楊谷^{かたやまようこく}（1760～1801）の作品。菊慈童を中幅に、両脇に菊と小鳥を描く花鳥図をそえる三幅対。菊慈童は、不老長寿のシンボルとして人気のある画題であり、本図は楊谷作の菊慈童図のなかでもとりわけ、髪^{かみ}の毛や、顔、そして衣服の文様にいたるまで精緻な描写が徹底されている。

左右の花鳥図も、菊の花弁の表現の細やかさや、花の形、角度の多様性が魅力的である。小鳥の身体には細い毛描きが、その足には微細な盛り上げ細工が施されている。楊谷が描いた菊慈童図の中でも傑作である。

【片山楊谷】

楊谷(1760～1801)は宝暦10年(1760)、長崎で生まれる。長崎に中国から伝わった新しい中国絵画の技法を取得し、その画技をもって諸国を遍歴する。その時期は不明ながら、鳥取で結婚し、鳥取藩西館に仕える茶道家の片山宗把の養子となる。昭和51年に「猛虎図」が県指定文化財に登録されている。

【県指定保護文化財の指定】

平成25年2月12日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

| 名 称 | 所在地 | 員 数 |
|-------------------|-----|------|
| ちっこずびょうぶ 竹虎図屏風 | 鳥取市 | 6曲1双 |

〈文化財的価値〉

鳥取ゆかりの絵師として江戸時代後期に活躍した、片山楊谷（1760～1801）の作品。

勢いよくはねる虎の体毛表現は、驚嘆に値する。鋭い線で描かれた一本、一本の毛の長さが非常に長いのが特徴であり、その剛毛の集積で虎の体躯がみごとに形作られている。

右隻では竹が、左隻では虎の尾が、画面の外に一度出て、再び戻っており、スケールの大きさと躍動感が感じられる。楊谷はたくさんの虎の絵を描くが、そのなかに本図に匹敵するような剛毛に包まれた猛々しい虎の作例は、未だ見出されていない。そればかりでなく、江戸時代後期の画壇を見渡しても、類例のないユニークな虎の絵として注目される。



竹虎図屏風（右隻）



竹虎図屏風（左隻）

【県指定保護文化財の指定】

平成25年2月12日開催の鳥取県文化財保護審議会で、指定することについて答申された下記文化財について、鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、鳥取県指定保護文化財に指定する。

| 名 称 | 所在地 | 員 数 |
|--------------------|-----|---------|
| りゅうこずびょうぶ 龍虎図屏風 | 鳥取市 | 6 曲 1 双 |

〈文化財的価値〉

鳥取ゆかりの絵師として江戸時代後期に活躍した、片山楊谷（1760～1801）の作品。

楊谷作例のなかでは珍しい、銀箔を全面に押した総銀地屏風である。銀箔のうえに薄く墨が掃かれているせいか、銀の黒変がさほど認められない。

この虎では、毛描きは墨の濃淡だけで行なわれている。白い筋のように見えている部分は淡墨で引かれた線と線の間わずかな隙間である。むろん、その隙間を計算にいれて、筆がおろされていることになる。しなやかな虎の身体の動きが、左隻の渦巻く雲煙のなかの龍と呼応する。楊谷晩年の傑作である。



龍虎図屏風（右隻）



龍虎図屏風（左隻）